

フランチャイズ契約の要点と概説

作成日：平成30年7月1日
(社) 日本フランチャイズチェーン協会 正会員
株式会社 大戸屋

フランチャイズ契約のご案内

株式会社 大戸屋

住所 : 〒180-0006
東京都武蔵野市中町 1-20-8
三井生命三鷹ビル 5 階
所属部門 : 店舗開発本部
担当者氏名 :
TEL : 0422-26-2600
FAX : 0422-26-2605

本資料は、これからフランチャイズシステムに加盟されようとしている方々のために、社団法人日本フランチャイズチェーン協会の要請に基づき、中小小売商業振興法(以下小振法という)及び中小小売商業振興法規則(以下施行規則という)並びにフランチャイズシステムに関する独占禁止法(以下フランチャイズガイドラインという)に従って当社が作成したものです。

フランチャイズ契約に際しては、他にも情報を得て十分に時間をかけてご判断ください。もしご不明な点や、この案内にないことでもご確認したいこと等があれば、ご遠慮なく当社にお問い合わせください。

またフランチャイズシステム一般のことや、フランチャイズ契約についての注意点等についてお知りになりたい方は、社団法人 日本フランチャイズチェーン協会へお問い合わせください。

社団法人日本フランチャイズチェーン協会
〒105-0001
東京都港区虎ノ門三丁目 6 番 2 号
TEL (03) 5777-8701

この案内は平成15年9月5日に作成され、日本フランチャイズチェーン協会、経済産業省商務情報政策局流通産業課に提出しているものです。

なお本資料は、当社の責任において作成したものであり、内容について提出先の承認を受けたものではありません。加盟に際して調査すべき資料については、加盟されようとしている方が事前に自ら確認をして頂くことが必要です。

目 次

項 目	頁 数	法(中小小売商業振興法)及び規則 (中小小売商業振興法施行規則)	公正取引委員会 ガイドライン
フランチャイズ契約のご案内	3		
第Ⅰ部 株式会社大戸屋と大戸屋ごはん処フランチャイズシステムについて	6		
1. わが社の経営理念			
2. 本部の概要 社名・所在地・資本金・設立・事業の開始・主要取引銀行・従業員数・沿革等	7	規則第10条第2号 " 第10条第5号 " 第10条第1号 " 第10条第3号	
3. 会社組織図	10		
4. 役員一覧	11	規則第10条第1号	
5. 直近3事業年度の貸借対照表および損益計算書	13	規則第10条4号	
6. 売上・出店状況(事業年度直営FC店数の推移)	16	規則第10条6号, 11条6号イ	
7. 加盟者の店舗に関する事項 ・直近3事業年度の各事業年度内に新規に営業を開始した加盟者の店舗数 ・直近3事業年度の各事業年度内に解除された契約に係る店舗数 ・直近3事業年度の各事業年度内に更新された契約に係る加盟者の店舗数及び更新されなかった契約に係る加盟者の店舗数	17	規則第11条第6号ロ " 第11条第6号ハ " 第11条第6号ニ	
8. 訴訟件数	17	" 第10条第7号	
第Ⅱ部 フランチャイズ契約の要点	18		
1. 契約の名称等	18		
2. 売上・収益予測についての説明	18		2-(2)-イ, 2-(3)-①
3. 加盟に際しお支払いいただく金銭に関する事項 (1) 金銭の額または算定方法、(2) 性質、 (3) お支払いいただく時期 (4) お支払いいただく方法 (5) 当該金銭の返還の有無及び条件	18	法11条1号, 規則11条1号イホ	2-(2)-ア③
4. オープンアカウント等の送金	18	規則第10条13号	3-(1)-イ②
5. オープンアカウント等の与信利率	18	規則第10条14号・15号	2-(2)-ア⑤
6. 加盟者に対する商品の販売条件に関する事項 (1) 加盟者に販売又はあっせんする商品の種類、 (2) 商品等の供給条件 (3) 配送日・時間・回数に関する事項 (4) 仕入先の推奨制度 (5) 発注方法 (6) 売買代金の決済方法 (7) 返品 (8) 在庫管理等 (9) 販売方法 (10) 商品の販売価格について (11) 許認可を要する商品の販売について	19	法11条2号, 規則11条2号イ、ロ	2-(2)-ア① 3-(1)-ア 3-(3)

項目	頁数	法(中小小売商業振興法)及び規則(中小小売商業振興法施行規則)	公正取引委員会ガイドライン
7. 経営の指導に関する事項	20	法 11 条 3 号、規則 11 条 3 号イ～ハ	2-(2)-ア②
8. 使用させる商標・商号・その他の表示に関する事項	20	法 11 条 4 号、規則 11 条 4 号イ、ロ	
9. 契約期間、契約の更新および契約解除に関する事項 (1) 契約期間、(2) 契約の更新の条件および手続き (3) 契約解除の条件および手続き (4) 契約解除によって生じる損害賠償の額又は算定方法等	21	法 11 条 5 号、規則 11 条 5 号イ～ハ	2-(2)ア⑦イ 2-(3)-④ 3-(1)-イ④
10. 加盟者が定期的に支払う金銭に関する事項 (1) 金銭の額又は算定方法、(2) その他徴収する金銭があれば記入	22	規則 10 条 12 号、11 条 7 号イ～ニ	2-(2)-ア④
11. 店舗の営業時間・営業日・休業日	22	// 第 10 条第 8 号	
12. テリトリー権の有無	22	// 第 10 条第 9 号	2-(2)-ア⑧
13. 競業禁止義務の有無	22	// 第 10 条第 10 号	3-(1)-ア
14. 守秘義務の有無	22	// 第 10 条第 11 号	
15. 店舗の構造と内外装についての特別義務	23	// 第 10 条第 16 号	
16. 契約違反をした場合の違約金、その他の義務に関する事項など	23	// 第 10 条第 17 号	
17. 事業活動上の損失に対する補償の有無内容等	23		2-(2)-ア⑥
後記 1. 「フランチャイズ契約締結のためのチェックリスト」説明確認書	24		
確認. 説明者と加盟希望者との開示項目説明実施の確認 説明者、加盟希望者の署名捺印	26		

第 I 部 株式会社大戸屋と「大戸屋ごはん処フランチャイズシステム」 について

1. わが社の経営理念

「人々の心と体の健康を促進し、フードサービス業を通じ人類の生成発展に貢献する」、これが我々の経営理念です。

社会環境の変化に伴って、外食のニーズは変わりつつあります。特に健康に対する日常の食事の重要性が再認識され、また働く女性の増加、高齢化社会の到来といった要因とも相まって、私たち日本人に適した、より日常的な外食（中食）の需要が高まっています。

そうした時代のニーズを反映して、「大戸屋ごはん処」は、お値打ち価格で家庭的な食事を提供することによって、多くのお客様に信頼をいただけてきました。

さらに、低価格で質の高い料理を提供することのみならず、お客様に対して、心のこもったサービスを提供することが「大戸屋ごはん処」の使命であると考えています。

私たちの願いは、お客様の「心と体の健康を促進すること」であります。健康の「健」は体、「康」は心を表します。私たちは、健やかな「体」、康らかな「心」が揃ってはじめて健康という意味になると考えています。

「バランスの良い料理」と「心のこもったサービス」を基本理念に、今までわが社は首都圏を中心に店舗数を拡大してきました。

これからは、皆様方と力を合わせて、さらに大きな飛躍を目指して確実な歩みを進めていきたいと考えています。

2. 本部の概要

平成 30 年 3 月 31 日現在

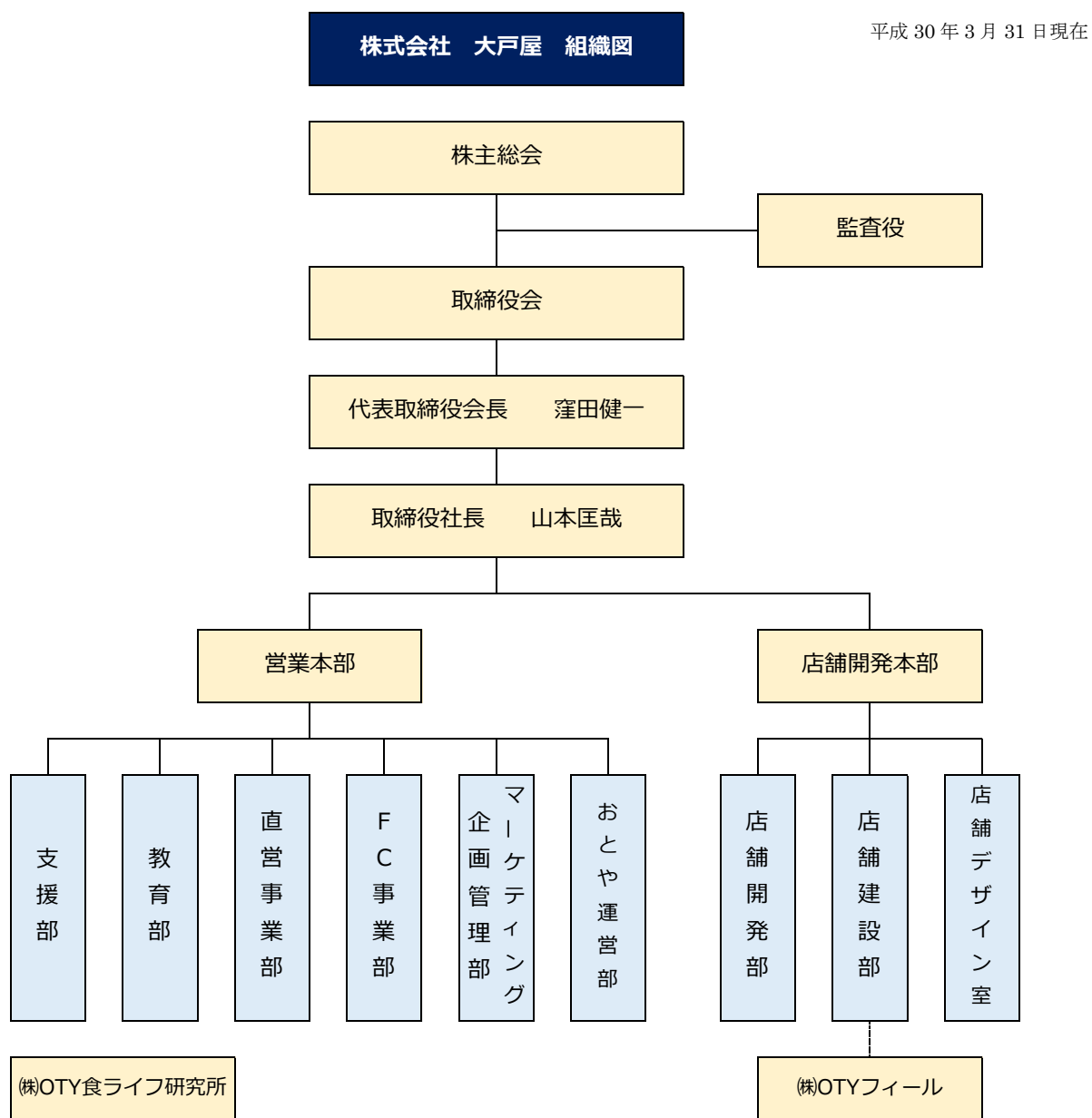
- (1) 名称 株式会社 大戸屋
- (2) 代表者 代表取締役会長 窪田 健一
- (3) 本店所在地 東京都武蔵野市中町一丁目 20 番 8 号
三井生命三鷹ビル 5 階
代表電話：0422-26-2600
URL：<http://www.ootoya.com>
- (4) 担当部 FC 事業部 電話：0422-26-2612
FAX：0422-26-2605
- (5) 創業 昭和 33 年 1 月
- (6) 設立 平成 23 年 5 月（持株会社化に伴い国内事業会社として設立）
- (7) 資本金 1,000 万円
- (8) 従業員数 社員 352 名（役員除く）、
アルバイト・パート 1,596 名
- (9) 決算期 3 月
- (10) 主要取引銀行 三菱UFJ信託銀行 (営業第9部)
りそな銀行 (田無支店)
三井住友銀行 (池袋東口法人営業部)
三菱東京UFJ銀行 (江古田支社)
商工組合中央金庫 (池袋支店)
みずほ銀行 (新宿中央支店)
山梨中央銀行

【沿革】

年月	会社の沿革
昭和58年5月	「和洋食の大戸屋」の店舗展開を目的として、東京都豊島区東池袋に三森久実が資本金3,000千円で株式会社大戸屋（現・株式会社大戸屋ホールディングス）を設立
昭和58年11月	「定食の大戸屋」高田馬場店を出店
昭和61年1月	「ごはんDE大戸屋」吉祥寺店を出店
平成4年12月	「大戸屋ごはん処」吉祥寺店を全面改装し、その後のモデル店とする
平成5年9月	本部を東京都田無市（現在の東京都西東京市）に移転
平成13年4月	株式の額面金額の変更を目的に形式上の存続会社である株式会社ジュオ・ハタノと合併し、1株の額面金額を50,000円から50円に変更
平成13年8月	日本証券業協会に株式を店頭登録
平成13年11月	元社員に対して「大戸屋ごはん処」田無店に係る営業権を譲渡し、「大戸屋ごはん処」田無店は当社第1号のフランチャイズ店舗として営業を開始
平成14年4月	本部を東京都新宿区岩戸町に移転
平成14年8月	株式の流通活性化を目的として、1単元の株式数を1,000株から100株に変更
平成14年10月	外部法人及び個人を対象とした「大戸屋ごはん処」フランチャイズ募集を開始
平成14年12月	「大戸屋ごはん処」武蔵小杉駅前店（第100号店）を出店
平成15年3月	外部法人によるフランチャイズ1号店「大戸屋ごはん処」目黒権之助坂店を出店
平成16年2月	炭火焼・おばんざい風料理店「おとや」池袋東口店を出店
平成16年3月	タイ国で飲食事業の展開を図る目的で、当社46%出資の OOTOYA (THAILAND) CO., LTD.（平成23年8月全株式売却）を設立
平成16年12月	株式会社ジャスダック証券取引所に株式を上場
平成17年1月	OOTOYA (THAILAND) CO., LTD. が海外第1号店となる「OOTOYA GOHANDOKORO」トンロー店（タイ国バンコク市内）を出店
平成17年8月	タイ国で飲食事業の展開を図る目的で、当社40%出資の BETAGRO OOTOYA CO., LTD.（現・持分法適用関連会社）を設立
平成17年12月	BETAGRO OOTOYA CO., LTD. が弁当販売専門店の第1号店「OOTOYA KITCHEN」サイアムパラゴン店（タイ王国バンコク市）及び惣菜販売専門店の第1号店「OOTOYA DELI」サイアムパラゴン店（タイ王国バンコク市）を出店
平成18年3月	台湾で飲食事業の展開を図る目的で、当社100%出資の 台湾大戸屋股份有限公司（現・連結子会社）を設立
平成18年5月	台湾大戸屋股份有限公司が台湾第1号店となる「大戸屋ごはん処」衣蝶店（台湾台北市内）を出店
平成19年1月	OOTOYA (THAILAND) CO., LTD. がBETAGRO OOTOYA (THAILAND) CO., LTD. に商号変更
平成19年8月	香港で飲食事業の展開を図る目的で、当社100%出資の 香港大戸屋有限公司（現・連結子会社）を設立
平成19年10月	シンガポール共和国及びインドネシア共和国で飲食事業のフランチャイズ展開を図る目的で、OOTOYA ASIA PACIFIC PTE. LTD.（現・連結子会社）に30%出資
平成20年6月	OOTOYA ASIA PACIFIC PTE. LTD. の子会社であるPT. OOTOYA INDONESIAがインドネシア共和国におけるフランチャイズ第1号店となる「大戸屋ごはん処」スナヤンシティ店（インドネシア共和国ジャカルタ）を出店
平成20年7月	香港大戸屋有限公司が香港第1号店となる「大戸屋ごはん処」太古店（香港クオリーベイ）を出店
平成20年12月	PT. OOTOYA INDONESIA（平成23年12月全株式売却）の第三者割当増資に応じ33.3%出資
平成21年4月	山梨県山梨市に植物工場「大戸屋 GREEN ROOM」を稼働
平成21年6月	OOTOYA ASIA PACIFIC PTE. LTD. がシンガポール共和国におけるフランチャイズ第1号店となる「大戸屋ごはん処」オーチャードセントラル店（シンガポール共和国オーチャードセントラル）を出店
平成22年3月	公募による60万株の新株式発行及びオーバーアロットメントによる当社株式の売出しに関する第三者割当による10万株の新株式発行により、総額513百万円の資金調達を実施
平成22年4月	本部を現在の東京都武蔵野市中町に移転
平成22年4月	ジャスダック証券取引所と大阪証券取引所の合併に伴い、大阪証券取引所（JASDAQ市場）に株式を上場

平成22年10月	大阪証券取引所へラクレス市場、同取引所 J A S D A Q 市場及び同取引所 N E O 市場の各市場の統合に伴い、大阪証券取引所 J A S D A Q (スタンダード) に株式を上場
平成23年5月	持株会社体制への移行に伴い、日本国内の飲食事業に係る承継会社「株式会社大戸屋分割準備会社」(現・株式会社大戸屋)として設立
平成23年7月	当社商号を「株式会社大戸屋分割準備会社」から「株式会社大戸屋」へ商号変更
平成23年8月	当社が保有する BETAGRO OOTOYA (THAILAND) CO., LTD. の全株式を CENTRAL RESTAURANTS GROUP に譲渡。
平成23年12月	OOTOYA ASIA PACIFIC PTE. LTD. の株式を追加取得したことにより、同社を連結子会社化。
平成24年4月	AMERICA OOTOYA INC. がアメリカ合衆国(ニューヨーク)にアメリカ第1号店を出店。
平成24年4月	食育事業を営む株式会社 OTY 食ライフ研究所を設立。
平成24年6月	大戸屋(上海)餐飲管理有限公司が上海1号店を出店。
平成24年9月	台湾大戸屋股份有限公司の全株式を全家便利商店股份有限公司に売却し、同社とエリア・フランチャイズ契約を締結。
平成25年3月	公募による120万株の新株式発行及びオーバーアロットメントによる当社株式の売出しに関する第三者割当による18万株の新株式発行により、総額1,482百万円の資金調達を実施。
平成25年7月	大阪証券取引所の現物市場の東京証券取引所への統合に伴い、東京証券取引所 J A S D A Q (スタンダード) に上場。
平成25年12月	大戸屋(上海)餐飲管理有限公司を完全子会社化。
平成26年3月	全家便利商店股份有限公司と中国全土におけるエリア・フランチャイズ契約を締結。

3. 会社組織図



4. 役員一覧

平成30年3月31日現在

【役員 の 状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴
代表取締役	会長	窪田 健一	昭和45年8月18日生	平成5年4月 平成8年10月 平成12年4月 平成19年4月 平成19年6月 平成22年1月 平成23年6月 平成24年4月 平成24年4月 平成25年4月 平成29年6月 株式会社ライフコーポレーション入社 当社入社 第四事業部長 F C 事業本部長兼 F C 営業部長 取締役 F C 事業本部長兼 F C 営業部長 取締役 F C 事業部長 国内事業本部長 株式会社大戸屋代表取締役社長（現任） 代表取締役社長兼国内事業本部長 代表取締役社長（現任） 株式会社大戸屋代表取締役会長（現任）
取締役	国内事業 管掌	山本 匡哉	昭和48年7月7日生	平成9年4月 平成18年6月 平成20年4月 平成23年4月 平成23年7月 平成26年4月 平成26年4月 平成26年6月 平成29年6月 平成29年6月 当社入社 営業支援部長 F C 営業部長 直営事業部長 株式会社大戸屋取締役直営事業部長 株式会社大戸屋取締役営業本部長（現任） 国内事業本部長 取締役国内事業本部長 取締役国内事業管掌（現任） 株式会社大戸屋取締役社長（現任）
取締役	管理本部 副本部長	濱田 寛明	昭和39年8月9日生	昭和63年4月 平成16年6月 平成19年6月 平成24年4月 平成28年6月 平成29年4月 平成29年6月 国際証券株式会社（現三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社）入社 当社入社 経営企画部長 取締役経営企画部長 専務取締役経営企画部長 執行役員 執行役員管理本部副本部長 取締役管理本部副本部長（現任）
取締役	経営企画 部長	松岡 彰祥	昭和34年10月7日生	昭和58年4月 平成13年4月 平成21年5月 平成24年2月 平成26年4月 平成27年6月 平成28年6月 国際証券株式会社（現三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社）入社 同社公開引受部長 同社コンプライアンス統括部利益相反管理室長 当社入社 経営企画部副本部長 経営企画部長 執行役員経営企画部長（現任） 取締役経営企画部長（現任）
取締役	管理本部長	土橋 久一	昭和29年2月28日生	昭和63年3月 平成11年3月 平成20年11月 平成21年4月 平成22年6月 平成23年6月 平成28年6月 日本オートリース株式会社入社 GEフィナンシャルサービス株式会社入社 同社フリートサービスカンパニー戦略営業統括副本部長 当社入社 コンプライアンス統括内部監査担当部長 取締役社長室長 取締役副社長 取締役管理本部長（現任）
取締役	営業本部 副本部長	村山 康介	昭和42年10月15日生	平成14年6月 平成20年4月 平成23年6月 平成26年4月 平成27年6月 平成29年6月 当社入社 直営事業部第三営業部長 FC事業部長 執行役員国内事業本部副本部長FC事業部長 取締役国内事業本部副本部長FC事業部長 営業本部副本部長（現任）

取締役	教育部長	内藤光恵	昭和46年12月22日生	平成11年9月 平成19年4月 平成20年6月 平成23年4月 平成23年10月 平成27年11月 平成29年7月	当社入社 人材開発部長 総務人事部付部長 人材開発部長 教育支援部長 執行役員教育部長 取締役教育部長（現任）
監査役 （常勤）	主任内部監 査役	下村治	昭和34年3月4日生	昭和56年4月 平成8年7月 平成15年7月 平成20年6月 平成23年8月 平成28年6月	東京海上火災保険入社 同社名古屋支店営業第三部営業第三課長 同社東京自動車本部自動車 営業第四部次長兼営業第一課長 同社福岡支店長 同社内部監査役 主任内部監査役 当社監査役（常勤）（現任）

5. 直近3事業年度の貸借対照表および損益計算書

① 貸借対照表

単位：千円

科 目	第5期	第6期	第7期
	平成28年3月31日現在	平成29年3月31日現在	平成30年3月31日現在
	金 額	金 額	金 額
(資産の部)			
流動資産	1,614,662	1,756,444	1,864,784
現金及び預金	240,428	273,259	335,795
売掛金	792,395	863,714	875,461
原材料及び貯蔵品	49,691	51,038	51,327
前払費用	129,077	108,908	118,338
繰延税金資産	44,220	39,561	31,453
未収入	88,448	143,008	134,957
預け金	240,872	250,497	294,259
その他	29,526	26,460	23,190
固定資産	4,620,910	1,756,445	4,456,312
有形固定資産	2,593,090	2,443,901	2,317,961
建物及び建築物	1,958,440	1,902,724	1,816,909
車両運搬具	1,048	842	634
工具器具備品	633,344	539,283	449,120
機械及び装置			
建設仮勘定	256	1,053	1,296
無形固定資産	15,622	118,571	102,806
のれん		109,706	77,255
ソフトウェア	13,226	6,506	23,265
電話加入権	2,395	2,359	2,286
投資その他の資産	2,012,198	1,999,251	2,035,544
出資金	223	203	183
長期貸付金	34,686	42,776	32,209
長期前払費用	71,242	73,017	66,033
繰延税金資産	217,392	228,955	243,605
敷金及び保証金	1,672,832	744,990	1,667,299
その他	15,822	9	36,638
貸倒引当金			△10,356
資産合計	6,235,573	6,318,167	6,321,096

単位：千円

科 目	第5期	第6期	第7期
	平成28年3月31日現在	平成29年3月31日現在	平成30年3月31日現在
	金 額	金 額	金 額
(負債の部)			
流動負債	4,130,993	4,147,840	4,105,528
買掛金	1,062,698	1,025,597	1,017,461
短期借入金	1,750,000	1,900,000	2,000,000
1年以内返送予定の長期借入金	69,300		
リース債務	168,966	129,217	109,736
未払金	626,262	596,998	600,941
未払費用	106,803	108,906	142,113
未払法人税等	150,793	124,082	28,620
未払消費税等	81,181	164,194	89,993
預り金	35,674	33,615	49,772
賞与引当金	51,346	55,971	56,166
その他	27,967	9,260	10,722
固定負債	1,296,408	1,289,426	1,317,451
長期借入金		2,195	
リース債務	220,017	163,114	154,514
資産除去債務	272,730	296,094	310,629
退職給付引当金	193,239	215,982	243,511
長期預り敷金保証金	607,645	612,041	607,224
その他	2,775		1,571
負債合計	5,427,401	5,437,266	5,422,979
(純資産の部)			
株主資本	808,171		898,116
資本金	10,000	10,000	10,000
利益剰余金	798,171		788,571
利益準備金	2,500	2,500	2,500
その他利益剰余金	795,671	868,401	786,071
繰越利益剰余金	795,671	868,401	786,071
純資産合計	808,171	880,901	898,116
負債及び純資産合計	6,235,573	6,318,167	6,321,096

5. 直近3事業年度の貸借対照表および損益計算書

② 損益計算表

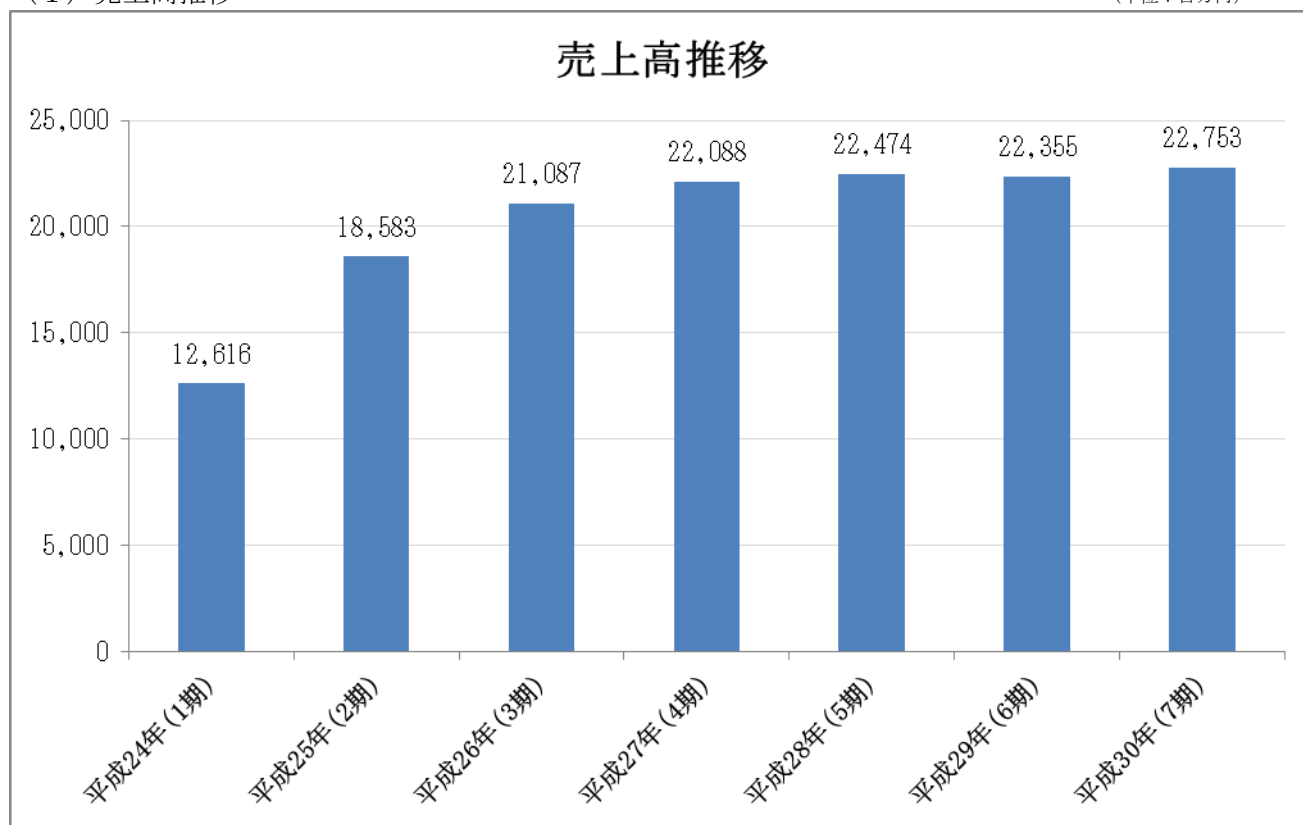
単位：千円

科 目	第5期	第6期	第7期
	平成28年3月31日現在	平成29年3月31日現在	平成30年3月31日現在
	金 額	金 額	金 額
売上高	22,473,952	22,354,813	22,753,256
売上原価	10,561,881	10,420,524	10,690,133
売上総利益	11,912,071	11,934,289	12,063,122
販売費及び一般管理費	11,201,013	11,242,047	11,559,484
営業利益	711,057	692,241	503,637
営業外収益			
受取利息	775	686	512
協賛金収入	34,139	47,723	42,702
雑収入	23,385		
その他		15,995	17,769
営業外費用			
支払利息	44,061	36,526	37,355
雑損失	27		
その他		398	877
経常利益	725,267	719,683	526,388
特別利益			
店舗売却益	38,521	20,197	12,690
立退料		37,270	2,896
受取和解金		4,960	
その他	1,296		
特別損失			
固定資産除去損	23,868	9,717	21,815
閉店損失	3,538	8,004	12,117
減損損失	255,388	102,280	56,913
創業者功労金			90,000
その他	2,479		1,826
税引前当期純利益	479,810	662,109	359,302
法人税、住民税及び事業税	285,742	296,282	162,059
法人税等調整額	△74,579	△6,902	△5,169
当期純利益	268,647	372,729	202,412

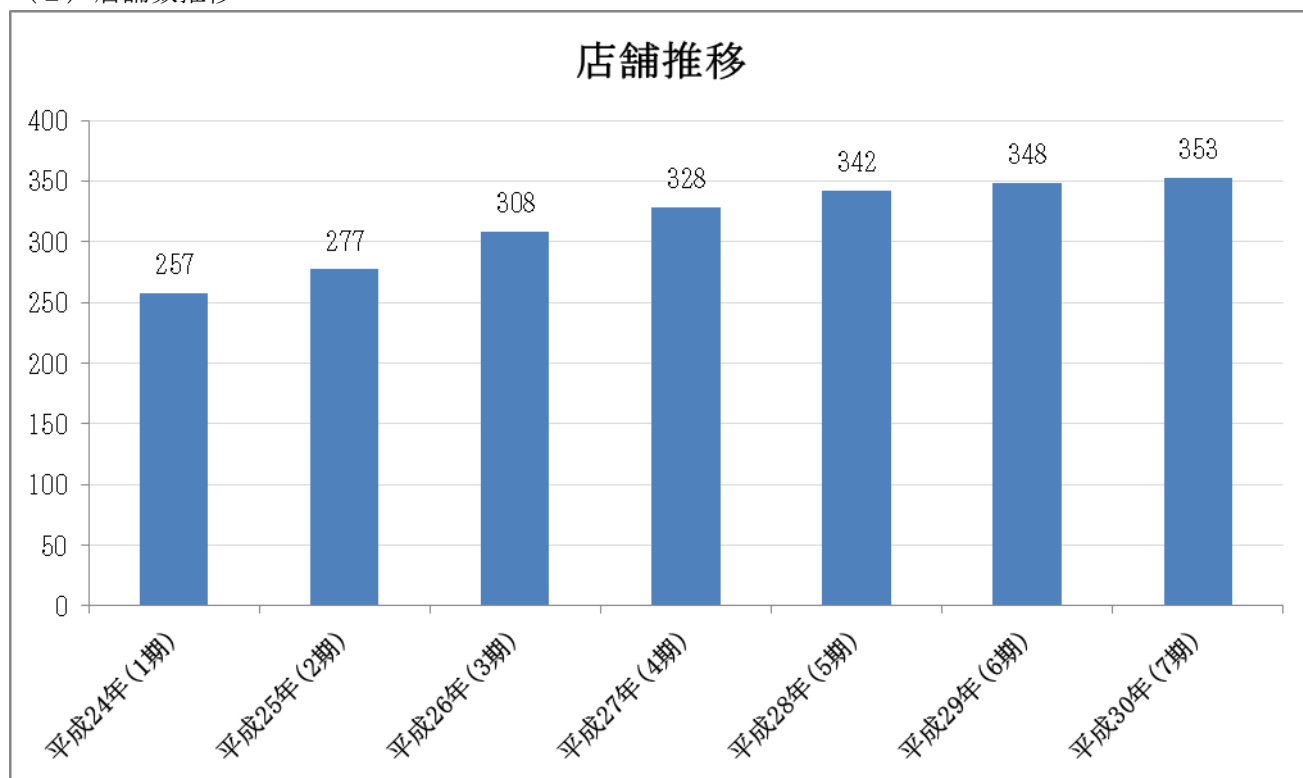
6. 売上・出店状況

(1) 売上高推移

(単位：百万円)



(2) 店舗数推移



7. 加盟者の店舗に関する事項

- ・直近3事業年度の各事業年度内に新規に営業を開始した加盟者の店舗数

年度	契約を途中で終了した加盟者の店舗数
平成27年度	24店舗
平成28年度	16店舗
平成29年度	19店舗

- ・直近3事業年度の各事業年度内に解除された契約に係る加盟者の店舗数

年度	契約を途中で終了した加盟者の店舗数
平成27年度	9店舗
平成28年度	5店舗
平成29年度	15店舗

- ・直近3事業年度の各事業年度内に更新された契約に係る加盟者の店舗数及び更新されなかった契約に係る加盟者の店舗数

年度	更新された加盟者の店舗数	更新されなかった加盟者の店舗数
平成27年度	49 / 49 対象店舗	0 / 49
平成28年度	62 / 64 対象店舗	2 / 64
平成29年度	61 / 61 対象店舗	0 / 61

8. 訴訟件数

直近5事業年度の各事業年度内に加盟者又は加盟者であった者から提起された訴えの件数及び当社より提起した訴えの件数

年度	加盟者または加盟者であった者から提起された訴えの件数	当社より提起した訴えの件数
平成23年度	0	0
平成24年度	0	0
平成25年度	0	0
平成26年度	0	1件
平成27年度	0	0
平成28年度	0	0

第Ⅱ部 フランチャイズ契約の要点

1. 契約の名称等

「フランチャイズ基本契約」および「フランチャイズ個別契約」の2種類で構成されています。

2. 売上・収益予測についての説明

大戸屋ごはん処の売上・収益予測については、直営店での実績によるケース・スタディと加盟者の店舗立地等を兼ね合わせて、契約前に説明させていただきます。但し、契約後の、加盟者の事業活動の結果としての損益については、本部は法的責任を負いません。

3. 加盟に際しお支払いいただく金銭に関する事項

(1) その金額または算定方法

- ①加盟契約料 4,000,000円
- ②保証金 1,200,000円

(2) 加盟契約料等の性質

- ①加盟契約料は、次の対価です。
 - a. 契約時に一時に開示するノウハウ
 - b. 商標等の使用許諾
 - c. 各種マニュアルの開示
- ②保証金は、フランチャイズ契約に基づいて加盟者が本部に対して負うことのある債務を担保するために本部に預託していただきます。

(3) 徴収の時期

加盟契約料、保証金ともフランチャイズ契約の契約時に納めていただきます。

(4) 徴収の方法

本契約締結時までには本部が指定する銀行口座にお振込いただきます。

(5) 当該金銭が返還される条件

- ①加盟契約料は、中途解約、契約満了いずれの場合も、またいかなる理由があっても返還できません。
- ②保証金は、契約が終了し、加盟者の債務を差引いて、契約に定める契約終了後の措置（商標等の撤去等）が完了してから1ヶ月以内に返還されます。

4. オープンアカウント、売上金等の送金

「大戸屋ごはん処」フランチャイズシステムには、オープンアカウントシステムを採用していません。よって売上金等の送金は義務付けていません。

5. オープンアカウント、金銭の貸付・貸付のあっせん等の与信利率

前項の記述のように、オープンアカウント方式は採用していません。また加盟者に対する金銭の貸付・貸付のあっせん等は行いません。

6. 加盟者に対する商品の販売条件に関する事項

(1) 加盟者に販売又はあつせんする商品の種類

大戸屋特選米、野菜、肉、魚、加工品、飲料・アイス等食材
食器、キッチン道具、パントリー消耗品、備品、販促ツール、ユニフォーム、靴
等（指定商品目録は契約時にお渡しいたします）
本フランチャイズ営業店舗の厨房設備、椅子、机、看板等の什器・備品

(2) 商品等の供給条件指定商品目録に記載の推奨価格、及び事前にお渡しする見積書
記載の価格が、商品等の供給条件です。発注の数量については、店舗の設計図面、
大戸屋ごはん処FCマニュアル発注編等に基づいて本部が指導いたします。

(3) 配送日・時間・回数に関する事項

食材等については、原則1日、1回配送いたします。販促物、消耗品、食器等に
ついては、必要に応じて配送いたします。その他、配送時間については協議事項
といたします。

(4) 仕入先の推奨制

特にありません。
加盟契約料、保証金ともフランチャイズ契約の契約時に納めていただきます。

(5) 発注方法

商品発注マニュアルに従って、パーソナルコンピュータにより、毎日1回、本
部に発注いただきます。その他、本部を通さない、指定商品以外の商品については
本部の許可後、独自に発注してください。

(6) 売買代金の決済方法

本部から仕入れた食材、消耗品、販促物、その他の物品の代金は、毎月月末締め、
翌月10日までに、本部が指定する銀行口座にお振込み下さい。
但し、開業に伴う、すべての商品代金は、開業前日迄に販売手数料6%（本フラ
ンチャイズ営業店舗の厨房設備、椅子、机、看板等の什器・備品を除く）を加え
てお支払をしていただきます。

(7) 返 品

加盟者は、指定商品を本部から納入した時点で、検品を行なって頂き、不良品等
があった場合には、直ちに本部にその旨を指摘して頂き、所定の返品処理を行な
って頂きます。

(8) 在庫管理等

適正在庫管理については、教育指導の中で、マニュアルに従って覚えて頂きます。

(9) 販売方法

販売方法については、大戸屋ごはん処FCマニュアルに従って行なって頂きます。

(10) 商品の販売価格について

本部の推奨する販売価格に基づいて指定メニューを販売して頂きます。

(11) 許認可を要する商品の販売について

特に許認可を要する商品はありません。但し、保健所からの飲食店営業許可書と食品衛生管理者・防火管理者の資格が必要になります。

7. 経営の指導に関する事項

(1) 教育指導

開店前に、本部研修16日間と店舗実地研修25日間の研修を最低2名の方に受けていただきます。研修の為の費用は、一受講者当り25万円で交通費、宿泊等は加盟者にご負担いただきます。

(2) 指導内容

オリエンテーション、ホールトレーニング、キッチントレーニング、店舗マネジメント、直営店入店実習等です。

(3) 加盟店に対する継続的な経営指導及びその実施回数

①スーパーバイザーによる開業時指導、巡回指導

本部の営業サポートチームが、開店前後1週間、加盟店のオープン立上げの支援をします。

本部のスーパーバイザーが、計数管理、店舗運営、調理、サービス等、店舗運営全般にわたって、各店を定期的に（原則として月1回以上）巡回訪問して指導・技術援助をいたします。定期的巡回指導の費用は無料です。

②個別指導

加盟者から依頼があれば、その都度スーパーバイザーまたは専門担当者が臨店してご要望に応じます。

個別指導については、指導員の旅費・日当等の実費を負担していただきます（日当15,000円）

8. 使用させる商標・商号・その他の表示に関する事項

(1) 使用させる商標等の表示

契約によって、加盟者に使用していただく商標等は別添1. 本部の所有す商標等に表示してあります。但し、看板等については設計に応じてその形状、大きさ等多々あり、その一例を表示しました。

(2) 当該表示の使用についての条件

前記の商標等は、加盟者のFC契約に基づく営業店舗で大戸屋ごはん処の経営を目的とすること以外使用してはいけません。フランチャイズ契約が終了したときは、直ちに、これらの商標等の使用を中止し、看板等、造作物等に表示された商標等を抹消、撤去しなければなりません。

9. 契約の期間、契約の更新及び解除に関する事項

(1) 契約の期間

契約期間は、契約締結の日から満3年です。

(2) 契約更新及び手続き

契約満了3ヶ月前に、本部と加盟者双方とも契約更新について異議がない場合、契約は、さらに3年間延長され、以後も同様です。

(3) 契約解除の条件及び手続き

本部、加盟者とともに相当の期間を催告したうえで、以下の事態が発生したときは、契約解除ができます。

- ①契約上の債務を履行しないとき。
- ②相手方において契約の各条項に違反したとき。

以下の場合、事前に催告することなく、直ちに解約できます。

- ①差押、仮差押、もしくは仮処分 of 申立または租税滞納処分による催促を受けたとき。
- ②相手方の資産状態または経営状態が悪化し、契約の継続が困難になったと認められるとき。
- ③破産、特別清算、会社更生、民事再生、もしくは会社整理の手続きの申し入れがあったとき。
- ④振出しまたは引受け手形、または小切手が不渡りになったとき。
- ⑤加盟者が営業を廃止したとき。
- ⑥加盟者が営業活動を行なうのに必要な営業等の許可が、関係官庁から取消されたとき。
- ⑦個人である加盟者が死亡したとき。
- ⑧賃貸借契約等、営業の基礎となる契約が終了したとき。
- ⑨営業を1ヶ月以上行わないとき。
- ⑩加盟者が商品代金等を支払期日より2ヶ月以上支払いを怠った時。
- ⑪相手方が大戸屋ごはん処フランチャイズシステムの信用を著しく損なう行為を行なったとき。

(4) 契約解除による加盟者の義務の内容、損害賠償額等

- ①加盟者は直ちにその営業を停止し、自己の費用をもって本部より使用を許諾された商標等をその店舗、看板等から取り外さなければなりません。
- ②商標等の使用を直ちに中止し、本部から貸与したものの一切を本部に返還していただきます。
- ③加盟者は残存債務を直ちに本部に返還してください。
- ④契約を解除された加盟者は、大戸屋ごはん処の事業と類似した事業を、契約終了の日から、2年間おこなってはいけないことになっています。
- ⑤契約解除の原因となった行為について、及び解約の前後に大戸屋ごはん処の信用を著しく傷つけた行為の場合は本部が被った損害額について、賠償を請求することがあります。

10. 加盟者が定期的に支払う金銭に関する事項

(1) 金銭の額または算定方法

①ロイヤルティ 売上の5%

ここでいう売上とは、加盟者が大戸屋ごはん処フランチャイズシステムに基づいて販売した商品のPOSレジで示された売上高の総額をさします。

②指定商品等売買代金 本部より納入された指定商品等の仕入代金

③販売手数料

指定商品等、本部から納入した商品等の月額仕入額の6% ④システム使用料
月間60,000円

(2) ロイヤルティ、販売手数料

その他徴収する金銭の性質

①ロイヤルティは、次のものの対価として納めて頂きます。

- a. 商標等の継続的使用権
- b. 大戸屋ごはん処の事業
- c. 本部が継続的に行なう指導、技術援助
- d. 諸連絡業務等に要する費用

②販売手数料は、包括的取引による商品企画、価格交渉、品質管理、事務処理の手数料のことです。

③システム使用料は、本部から貸与するPOSレジ、パソコン等のシステム使用保守の対価です。

(3) 徴収の時期

ロイヤルティ、商品代金、販売手数料、システム使用料、その他不定期の開業後の教育指導料等については、毎月、本部からの請求額（月末締め）を、翌月10日までに本部に納めて頂きます。

(4) 徴収の方法

いずれも本部が指定する銀行の口座に振込んで頂きます。

(5) 消費税

消費税については別途お支払いいただきます。

11. 店舗の営業時間・営業日・休業日

個別契約の中で、取決めを致します。原則として、年中無休、営業時間は午前10時から午後11時までと致します。

12. テリトリー権の有無

テリトリー権は、ありません。

13. 競業禁止義務の有無

契約期間中は、加盟者は、本部の営業と競合する事業に従事してはいけません。契約終了後、2年間は同様に、競業が禁止されています。

14. 守秘義務の有無

加盟者は、契約の期間中であるか契約終了後であるかを問わず、本部の経営のノウハウその他大戸屋ごはん処フランチャイズシステムに関する一切の秘密を秘匿する義務を負い、第三者に漏洩してはいけません。

1 5. 店舗の構造と内外装についての特別義務

加盟者は大戸屋ごはん処の店舗イメージ統一のため、店舗の構造、内外装の設計、施工については、本部の指示に従って頂きます。

特に、設計・監理については、本部または本部の指定する設計事務所と別途設計契約を結んで頂きます。原則的に、厨房設備、ディスプレイ及び看板、什器、備品等については、本部を通じて納入させて頂きます。内外装については、本部が、施工業者の候補者を推薦することができます。

設計・監理料は契約時半金、竣工時半金、本部から納入して頂く厨房設備、看板、什器、備品等の購入代金は、加盟者のご負担になっており、お支払は、納品検収後、開店前日までにお願いたします。

1 6. 契約違反をした場合の違約金、その他の義務に関する事項等

加盟者が、指定メニューを販売しない場合、指定食材を指定メニューに使用しない場合、本部の営業と競業する事業に従事した場合、契約終了後、本社より使用を許諾された商標等を削除、抹消しない時、本部から貸与した物品（マニュアル等）を返還しない時は、違反状態の継続日数に1日当たり10万円以上を乗じた額を違約金として請求いたします。

また、加盟者が大戸屋ごはん処フランチャイズの秘密を漏洩した場合、マニュアルの記載事項を第三者に漏洩した場合、金400万円以上の違約金を請求させていただきます。

1 7. 事業活動上の損失に対する補償の有無内容等

加盟者の事業活動の結果としての損失については、本部は補償致しません。

以 上

「フランチャイズ契約のためのチェックリスト」説明確認書

項 目	頁 数	確 認 年月日	確 認 印	
			説 明 者	加 盟 希 望 者
フランチャイズ契約のご案内	3			
第Ⅰ部 株式会社大戸屋と大戸屋ごはん処フランチャイズシステムについて	6			
1. わが社の経営理念				
2. 本部の概要 社名・所在地・資本金・設立・主要取引銀行・従業員数・沿革等	7			
3. 会社組織図	10			
4. 役員の役職名及び氏名	11			
5. 直近3事業年度の貸借対照表および損益計算書	13			
6. 売上・出店状況（直近5事業年度直営店数の推移）	16			
7. 加盟者の店舗に関する事項 ・直近3事業年度の各事業年度内に新規に営業を開始した加盟者の店舗数 ・直近3事業年度の各事業年度内に解除された契約に係る店舗数 ・直近3事業年度の各事業年度内に更新された契約に係る加盟者の店舗数及び更新されなかった契約に係る加盟者の店舗数	17			
8. 訴訟の件数	17			
第Ⅱ部 フランチャイズ契約の要点	18			
1. 契約の名称等				
1. 売上・収益予測についての説明	18			
3. 加盟に際しお支払いいただく金銭に関する事項 (1) 金銭の額または算定方法、(2) 性質、 (3) お支払いいただく時期、(4) お支払いいただく方法、 (5) 当該金銭が返還される条件	18			
4. オープンアカウント、売上金等の送金	18			
5. オープンアカウント等の与信利率	18			
6. 加盟者に対する商品の販売条件に関する事項 (1) 加盟者に販売又はあつせんする商品の種類、 (2) 商品等の供給条件、(3) 配送日・時間・回数に関する事項、 (4) 仕入先の推奨制度、(5) 発注方法、 (6) 売買代金の決済方法、(7) 返品、(8) 在庫管理等、	19			

(9) 販売方法 (10) 商品の販売価格について (11) 許認可を要する商品の販売について				
7. 経営の指導に関する事項	20			
8. 使用させる商標・商号・その他の表示に関する事項	20			
9. 契約期間、契約の更新および契約解消に関する事項	21			
10. 加盟者が定期的に支払う金銭に関する事項	21			
11. 店舗の営業時間・営業日・休業日	22			
12. テリトリー権の有無	22			
13. 競業禁止義務の有無	22			
14. 守秘義務の有無	22			
15. 店舗の構造と内外装についての特別義務	23			
16. 契約違反をした場合の違約金、その他の義務に関する事項など	23			
17. 事業活動上の損失に対する補償の有無内容等	23			
後記1. 「フランチャイズ契約締結のためのチェックリスト」 説明確認書	24			

平成 年 月 日

説明者

私 _____ は、フランチャイズ契約に関する上記すべての

項目を説明し、加盟希望者 _____ の理解をいただきました。

説 明 者 _____ 印

加盟希望者

私 _____ は、フランチャイズ契約に関する上記の項目に

ついて、説明者 _____ より説明を受け、理解しました。

なお、加盟に至らない場合は、本フランチャイズ契約の要点と概説を返還いた

します。

加盟希望者氏名 _____ 印